

府 食 第 234 号

平成27年3月24日

農林水産大臣

林 芳正 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成27年3月18日付け26消安第5066号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回の見直しは、豚及び家きんに由来する血液を製造工程の原料投入口で混合して製造する血粉及び血しょうたん白について、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料使用を可能とすることである。豚のみ又は家きんのみに由来する血液から製造される血粉及び血しょうたん白は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料としての利用が既に認められており、今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではない。

したがって、本事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。